

# 青森県報

号外第十六号

平成二十二年  
三月二十九日  
(月曜日)

## 目 次

### 条 例

青森県土壌汚染対策法関係手数料徴収条例……………	(環境政策課) ……二
青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例……………	(人事課) ……三
職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する 条例……………	(同) ……四
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……九
特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例……………	(同) ……三
青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一 部を改正する条例……………	(行政経営 推進室) ……四
青森県鉄道施設条例の一部を改正する条例……………	(並行在来線 対策室) ……四
青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収 条例の一部を改正する条例……………	(環境政策課) ……七
青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を 改正する条例……………	(医療業務課) ……八
青森県調理師法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(保健衛生課) ……八
青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一 部を改正する条例……………	(労政・能力 開発課) ……九
青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等 に関する条例の一部を改正する条例……………	(建築住宅課) ……一〇
青森県証紙条例の一部を改正する条例……………	(出納課) ……三

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部 を改正する条例……………	(病院局 経営企画室) ……三
青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………	(教育庁 教職員課) ……三
青森県立学校設置条例の一部を改正する条例……………	(同) ……四
青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜 手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(教育庁 学校施設課) ……五
青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例……………	(警察本部 警務課) ……五
青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例……………	(同) ……七
青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部 を改正する条例……………	(警察本部 運転免許課) ……六

条  
例

青森県土壤汚染対策法関係手数料徴収条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五号

青森県土壤汚染対策法関係手数料徴収条例

青森県汚染土壤処理業許可申請手数料徴収条例（平成二十一年十月青森県条例第七十二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第二十二条第一項の規定による汚染土壤処理業の許可及び同条第四項の規定による汚染土壤処理業の許可の更新並びに法第二十三条第一項の規定による汚染土壤処理業の変更の許可に関する事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の納入）

第二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

- |   |                  |       |
|---|------------------|-------|
| 一 法第二十二條第一項の規定による汚染土壤処理業の許可を受けようとする者    | 汚染土壤処理業許可申請手数料   | 二十四万円 |
| 二 法第二十二條第四項の規定による汚染土壤処理業の許可の更新を受けようとする者 | 汚染土壤処理業許可更新申請手数料 | 二十二万円 |

三 法第二十三条第一項の規定による汚染土壌処理業の変更の許可を受けようとする者 汚染土壌処理業変更許可申請手数料 二十二万円

四 法第二十三条第一項又は第二十三条第一項の許可を受けた者であることを証する書面の書換え交付を受けようとする者

汚染土壌処理業許可証書換え交付手数料 千四百円

五 法第二十三条第一項又は第二十三条第一項の許可を受けた者であることを証する書面の再交付を受けようとする者

汚染土壌処理業許可証再交付手数料 千四百円

(手数料の納入方法)

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

(手数料の不還付)

第四条 既に納入した手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二青森県市町村合併推進審議会の項を削る。

#### 附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

#### 青森県条例第七号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第二項中「十六時から三十二時間まで」を「十五時間三十分から三十一時間まで」に改める。

第三条第二項及び第六条第一項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第八条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

第八条の三の次に次の一条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第八条の四 任命権者は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号)第十三条第四項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある第三条第二項、第四条、第五条(第八条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は第八条第二項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)(第十条第一項に規定する休日及び代休日を除く。)(に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第十条第一項中「第三条第二項、第四条又は第五条(第八条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)(の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)(を「勤務日等」に、「(休日」を「(第八条の四第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日」に改める。

第十五条第三項中「(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号)」を削る。

第十八条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 第八条の四第一項の規定により時間外勤務代休時間を指定すること。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「ときは」の下に「勤務時間条例第八条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

第十三条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条第三項中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の三項を加える。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にし、及び勤務時間条例第五条の規定により割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第三条第一項、第四条、第五条及び第八条第二項の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間（前項に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。）が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（正規の勤務時間外にした勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は百分の百七十五、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の場合は百分の五十）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第八条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合（正規の勤務時間外にした勤務に係る当該時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は百分の百七十五から同項に規定する人事委員会規則で定める割合に百分の二十五を加算した割合を減じた割合、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務に係る当該時間の場合は百分の五十から第三項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合）を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあり、及び「同項に規定する人事委員会規則で定める割合」

とあるのは、「百分の百」とする。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条第六項中「第八条」の下に、「第八条の四」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第四条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「二十時間、二十四時間又は二十五時間」を「十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分」に改める。

第十五条の表第七条第二項の項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第十八条の表第四条第三項、第四項及び第六項の項中「第四条第三項、第四項」を「第四条第四項」に改め、同項の前に次のように加える。

第四条第三項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号。以下「育児休業条例」という。)第十七条の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号。以下「勤務時間条例」という。)第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間を除いて得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
--------	------	---

第十八条の表第四条第十一項の項の次に次のように加える。

<p>第四条の二</p>	<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。）</p>	<p>勤務時間条例</p>
--------------	--	---------------

第十八条の表第十三条第一項の項中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同表第十三条第三項の項の次に次のように加える。

<p>第十三条第四項</p>	<p>（第二項）</p>	<p>（育児休業条例第十八条）</p> <p>要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第十八条の規定により読み替えられた第一項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十から百分の百を減じた割合（当該時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五から百分の百二十五を減じた割合）を乗じて得た額とする</p>
<p>第十三条第五項</p>	<p>要しない</p>	<p>要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第十八条の規定により読み替えられた第一項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十から百分の百を減じた割合（当該時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五から百分の百二十五を減じた割合）を乗じて得た額とする</p>

（職員の修学部分休業に関する条例及び職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第五条 次に掲げる条例の規定中「一週間を通じて二十時間」を「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間」に、「三十分」を「五分」に改める。

- 一 職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年三月青森県条例第一号）第二条第一項
- 二 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年三月青森県条例第二号）第二条第一項

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）



第六条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年七月青森県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「の各号」を削り、同条第二号中「休日（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第八条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）、休日（同条例）」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第七条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号工中「勤務時間が」の下に「三時間四十五分若しくは」を加える。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第八号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十一号及び第二十二号を削り、第二十三号を第二十一号とし、第二十四号から第八十四号までを二号ずつ繰り上げる。

第五条中「第八十三号」を「第八十一号」に改める。

第十一条中「第一条第八十四号」を「第一条第八十二号」に改める。

別表第二公安委員会の項から内水面漁場管理委員会の項までを次のように改める。

公安委員会		非常勤監査委員				人事委員会			
委員長		委員		議員		識見を有する者		委員	
月額	九八、〇〇〇円	月額	二〇、〇〇〇円	月額	九八、〇〇〇円	月額	一八、〇〇〇円	月額	五〇、〇〇〇円
月額	八九、〇〇〇円	月額	一八、〇〇〇円	月額	一八、〇〇〇円	月額	一八、〇〇〇円	月額	一八、〇〇〇円
月額	九六、〇〇〇円	月額	一八、〇〇〇円	月額	一八、〇〇〇円	月額	一八、〇〇〇円	月額	一八、〇〇〇円

		労働委員会						教育委員会				選挙管理委員会			
あつせん員	労使委員		公益委員		会長代理		会長		委員		委員長		委員		
	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額
同	一八、〇〇〇円	七五、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	八四、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	九一、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	九八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	八九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	九八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	八四、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
九、八〇〇円															

別表第二中

同	日額
九、八〇〇円	九、八〇〇円

を

同	同
九、八〇〇円	九、八〇〇円

内水面漁場管理委員会				海区漁業調整委員会				収用委員会				
委 員		会 長		委 員		会 長		予 備 委 員	委 員		会 長	
日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	同	日額	月額	日額	月額
一八、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	一〇、七〇〇円	一八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	三六、〇〇〇円

に改め、同表市町村合併推進審議会委員の項及び市町村合併調整委員の

項を削る。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第九号

特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十一号及び第二十二号を削り、第二十三号を第二十一号とし、第二十四号から第八十四号までを二号ずつ繰り上げる。

第三条第一項中「第八十三号」を「第八十一号」に改める。

第四条中「第一条第八十四号」を「第一条第八十二号」に改める。

別表第三中  
「市町村合併推進審議会委員  
市町村合併調整委員」  
を削る。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 青森県条例第十号

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表中第二十四号を第二十五号とし、第二号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

#### 二 青い森鉄道

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県鉄道施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 青森県条例第十一号

青森県鉄道施設条例の一部を改正する条例

青森県鉄道施設条例（平成十四年十月青森県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「八戸市」を「青森市」に改め、「の用」の下に「及び旅客等の利便」を加え、同条第二項の表中「並びに八戸市」を「八戸市、上北郡おいらせ町及び六戸町、三沢市、上北郡東北町、七戸町及び野辺地町、東津軽郡平内町並びに青森市」に改める。

第二条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、旅客等の利便に供するため鉄道施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

第四条に次の一項を加える。

3 知事は、特別の理由があると認めるときは、第一項の使用料（別表第一第二号に定めるものに限る。）の全部又は一部を免除することができる。

第六条中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例」を加え、同条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

（指定管理者に管理を行わせた場合の使用料金の納入等）

第六条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）第二条の規定により同条に規定する指定管理者

（以下「指定管理者」という。）に鉄道施設の管理を行わせることとした場合は、第二条第二項の規定により使用の許可を受けた者は、第四条第一

項の規定にかかわらず、その使用に係る料金（以下「使用料金」という。）を当該指定管理者に納入しなければならない。

2 使用料金の額は、別表第一第二号に定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。使用料

金の額を変更する場合も、同様とする。

3 第一項の規定により指定管理者に納入された使用料金は、当該指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、知事の承認を受けて使用料金の全部又は一部を免除することができる。

附則第二項中「第二条の」を「第二条第一項の」に改める。

附則第三項中「の使用料」の下に「(別表第一第一号に定めるものに限る。 )」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第四条、第六条、附則第三項関係)

一 第二条第一項の規定により使用の許可を受けて鉄道施設を使用する場合

次に掲げる額の合計額に百分の百五を乗じて得た額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 鉄道施設の保守等に要する経費で規則で定めるものに鉄道施設を使用する列車の走行距離を勘案して知事が定める率を乗じて得た額

(2) 鉄道施設の保守等に要する経費で規則で定めるものに鉄道施設を使用する列車の走行距離及び重量を勘案して知事が定める率を乗じて得た

額

(3) 鉄道施設の保守等に要する経費で規則で定めるものに鉄道施設を使用する列車の走行距離及びパンタグラフの本数を勘案して知事が定める率を乗じて得た額

(4) 鉄道施設の保守等に要する経費で規則で定めるものに(1)から(3)までに掲げる額の合計額を勘案して知事が定める率を乗じて得た額

ロ イに掲げる額に百分の一を乗じて得た額

備考 特定の者のための鉄道施設の保守等に要する経費がある場合の当該者の使用料の算定に当たっては、当該経費に相当する額をイに掲げる額に加算する。

二 第二条第二項の規定により使用の許可を受けて鉄道施設を使用する場合



鉄道施設の使用の形態等を勘案して知事が定める額

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正後の青森県鉄道施設条例（以下「改正後の条例」という。）第一条第一項に規定する路線（当該路線をその一部とする路線を含む。）について鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第三項に規定する第二種鉄道事業の同法第三条第一項の許可を受けている者は、改正後の条例第二条第一項の許可を受けた者とみなす。

青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第十二号

青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例（昭和五十一年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同表の備考中「若しくはキ又は第六号2」を「又はキ」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十三号

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年四月青森県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「の各号に掲げる」を「に掲げる大学、」に改め、同項第三号中「学校及び同条第二号」を「大学、同条第二号の規定に基づき文部科学大臣の指定した学校及び同条第三号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県調理師法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十四号

青森県調理師法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県調理師法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県調理師法関係手数料の徴収等に関する条例

第一条中「徴収」を「徴収等」に改める。

第四条を第五条とする。

第三条中「の納入」を「（調理師試験受験手数料を除く。）」に、「しなければ」を「納入し、調理師試験受験手数料は、県の収入となる額については青森県収入証紙をもって納入し、指定試験機関の収入となる額については当該指定試験機関の試験事務規程に定めるところにより納入しなければ」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（指定試験機関に試験事務を行わせた場合の受験手数料の納入等）

第三条 法第三条の二第二項の規定により知事が調理師試験の実施に関する事務を行わせることとした者（以下「指定試験機関」という。）が行う調理師試験を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、調理師試験受験手数料を指定試験機関に納入しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納入された調理師試験受験手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県条例第十五号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部を改正する条例

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「のうち短期間の訓練課程のもの」を削る。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十六号

青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（指定登録機関に登録事務を行わせた場合の免許手数料の納入等）」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項の規定により指

定登録機関に納入された二級建築士又は木造建築士免許手数料及び二級建築士免許証又は木造建築士免許証交付手数料、第二項に、「は、当該指定試験機関」を「並びに前項の規定により指定事務所登録機関に納入された建築士事務所登録手数料は、それぞれ当該指定登録機関、指定試験機関又は

指定事務所登録機関」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 法第二十六条の三第一項の規定により知事が建築士事務所の登録の実施に関する事務並びに登録簿及び法第二十三条の九第三号に掲げる書類を一般の閲覧に供する事務を行わせることとした者（以下「指定事務所登録機関」という。）が行う建築士事務所の登録を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、建築士事務所登録手数料を指定事務所登録機関に納入しなければならない。

第三条に第一項として次の一項を加える。

法第十条の二十第一項の規定により知事が二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務を行わせることとした者（以下「指定登録機関」という。）が行う二級建築士若しくは木造建築士の登録又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の書換え交付若しくは再交付を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、二級建築士又は木造建築士免許手数料又は二級建築士免許証又は木造建築士免許証交付手数料をそれぞれ当該指定登録機関に納入しなければならない。

第四条中「（二級建築士試験及び木造建築士試験の受験手数料を除く。）は、青森県収入証紙をもって納入し、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験手数料」を削り、「指定試験機関」を「指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関」に、「当該」を「それぞれ当該指定登録機関の登録事務規程、当該」に改め、「試験事務規程」の下に「又は当該指定事務所登録機関の登録等事務規程」を加える。

別表第一号中「一万八千円」を「一万九千二百円」に改め、同表中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

<p>三 法第五条第二項に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者</p>	<p>二級建築士免許証又は木造建築士免許証交付手数料</p>		<p>五千九百円</p>
---	--------------------------------	--	--------------

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第十七号

青森県証紙条例の一部を改正する条例

青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「千分の九百六十五」を「千分の九百六十八・五」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県証紙条例第十条第一項の規定は、この条例の施行の日以後になされた証紙の返還等について適用し、同日前になされた証紙の返還等については、なお従前の例による。

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十八号

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「ときは、」の下に「時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間又は」を加える。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十九号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「三、一五四人」を「三、一〇二人」に、「二八六人」を「一八七人」に、「一、一六六人」を「一、一六七人」に、「三、四四六人」を「三、三九八人」に、「五、六八一一人」を「五、五九九一人」に、「二、三、六五七人」を「二、三、四七七人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第二十号

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例

青森県立学校設置条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

表第一号中

青森県立浪岡高等学校	青森市
青森県立平内高等学校	東津軽郡平内町

を

青森県立浪岡高等学校	青森市
------------	-----

に、

青森県立八戸中央高等学校	八戸市
青森県立南郷高等学校	八戸市

を

青森県立八戸中央高等学校	八戸市
--------------	-----

に改める。

附 則



この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十一号

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例（昭和四十年三月青森県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「入学料については、」を「授業料（専攻科に係るものを除く。）及び受講料については徴収しないことが県立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由があるとして知事が定める場合以外の場合、入学料については」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾



(六) 福利厚生に関すること。

(七) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。

第四条第一項中「部」を「部等」に改める。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第二十三号

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例

青森県警察職員定員条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「六四一人」を「六四二人」に、「六六三人」を「六六四人」に、「六八二人」を「六八四人」に、「二二、二七九人」を「二二、二八三人」に、「二、六六五人」を「二、六六九人」に改める。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十四号

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十五号中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に、「運転免許講習規則」を「運転免許講習等規則」に、「第七條第一項」を「第八條第一項」に、「運転免許講習規則第七條第二項」を「運転免許講習等規則第八條第二項」に、「運転免許講習規則第一條」を「運転免許講習等規則第一條」に、

講習一時間について

二千五十円

を

五千八百円（当該講習が更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者に対するものである場合にあっては、五千三百五十円）

に改め、「又は法第八十九條第一項の規定に

より免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の法第九十七條の二第一項第三号に規定する特定失効者」を削る。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭